表３－６　水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定状況（平成25年3月31日現在）

（単位：mg/ℓ）

項目	業種区分		水質汚濁防止法に基づく一律基準	上乗せ排水基準																							
				九頭竜川水域				笙の川・井の口川水域		北川・南川水域		北川地先海域		九頭竜川地先海域		北潟湖水域		耳川水域		越前・加賀海岸地先海域		敦賀湾海域		三方五湖水域		若狭湾東部海域	
				新設		既設																					
				排水量3,000m³/日（下水道にあっては50,000m³/日）																							
				未満	以上	未満	以上	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設
BOD・COD	1．食料品製造業		160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	－	－	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	30(20)	40(30)	80(60)	120(100)
	2．繊維工業（染色整理業を含む）		〃	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	－	－	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
	3．紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	〃	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	－	150(110)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他		70(55)	60(45)	120(100)	100(85)							－	－												
	4．化学工業	医薬品製造業	〃	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	40(30)	50(40)	－	－	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他		50(40)	45(35)	80(60)	70(50)																				
	5．浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設		〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	－	－	30(20)	40(30)	60(50)	－	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	30(20)	40(30)	60(50)	120(90)
	6．旅館業		〃	80(60)		－		80(60)	－	80(60)	－	80(60)	－	－	－	30(20)	－	80(60)	－	80(60)	－	80(60)	－	30(20)	－	80(60)	－
	7．非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業		〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	－	－	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
	8．し尿処理施設		〃	－(30)		－(30)		－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	－	－	－(30)	－	－(30)	－	－(30)	－	－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	－(30)
	9．下水道終末処理施設		〃	－(20)		－(60)	－(40)	－(20)	－	－(20)	－	－(20)	－	－(30)	－	－(20)	－	－(20)	－	－(20)	－	－(20)	－(20)	－(20)	－	－(20)	－
	10．その他		〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	－	－	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
SS	1．食料品製造業		200(150)	120(100)		150(120)		110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	40(30)	50(40)	110(90)	150(120)
	2．繊維工業（染色整理業を含む）		〃	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
	3．紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	〃	120(100)		160(120)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	－	160(120)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
		その他		120(100)		150(120)								－	－												
	4．化学工業		〃	90(70)		120(100)		60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
	5．浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設		〃	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
	6．旅館業		〃	120(100)		－		120(100)	－	120(100)	－	120(100)	－	－	－	40(30)	－	120(100)	－	120(100)	－	120(100)	－	40(30)	－	120(100)	－
	7．非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業		〃	150(120)		－		150(120)	－	150(120)	－	150(120)	－	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	150(120)	－	150(120)	－	40(30)	50(40)	150(120)	－
	8．し尿処理施設		〃	－(70)		－(70)		－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	－	－	－(70)	－	－(70)	－	－(70)	－	－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	－(70)
	9．下水道終末処理施設		〃	－(70)		－(120)		－(70)	－	－(70)	－	－(70)	－	－(30)	－	－(70)	－	－(70)	－	－(70)	－	－(70)	－(70)	－(70)	－	－(70)	－
	10．その他		〃	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)

（資料：環境政策課）

（注）１．新設とはＳ53.8.1以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という）以外でＳ48.1.1～Ｓ53.7.31に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000㎥／日未満新設の欄の基準値が適用される。

２．追加特定事業場の既設のものについては、Ｓ59.6.25から適用する。

３．追加特定事業場以外の新設のものとは、笙の川・井の口川水域Ｓ49.4.1、北川・南川水域、北川地先海域Ｓ49.10.1、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域Ｓ51.6.24、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域Ｓ52.1.1、三方五湖水域、若狭湾東部海域Ｓ53.1.1以降に設置されたものをいう。
追加特定事業場の新設のものとは、笙の川・井の口川水域、北川・南川水域Ｓ54.8.1、北潟湖水域、耳川水域Ｓ55.8.1、越前・加賀海岸地先海域Ｓ56.8.1、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域Ｓ57.8.1以降に設置されたものをいう。

４．基準値の（　）内は日間平均。ＢＯＤは河川、ＣＯＤは海域および湖沼に排出される排出水に限って適用される。